

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合 併 協 議 会

第 1 1 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 5 年 2 月 7 日 (金)
午前 9 時 3 0 分 ~

場 所 : 網野町 あみの図書館

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 協議第 1 号 1 9 - 2 6 上水道等の取扱い(その 2)(継続協議)

(2) 協議第 2 号 1 9 - 2 7 下水道等の取扱い(その 2)(継続協議)

(3) 協議第 3 号 1 9 - 2 8 農林水産事業の取扱い(その 8)

(4) 次回の議題について

協定項目の協議について

(5) 次回の小委員会の予定について

第 1 2 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 5 年 2 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分から

場 所 : 久美浜町 J A 久美浜支店

3 その他

第11回 建設・産業小委員会

協議第3号

19-28 農林水産事業の取扱い(その8)

平成15年2月7日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

| | | | | | |
|--------|-----------------------|------|--|-------|--------|
| 合併協定項目 | 19-28 農林水産業の取扱い | 整理番号 | | 専門部会名 | 農林水産部会 |
| 分類 | 1 農業の取扱い 農業にかかる受益者分担金 | 分科会名 | | 分科会名 | 農業分科会 |

1 農業にかかる受益者分担金
国府補助事業

| | | 峰山町 | 大宮町 | 網野町 | 丹後町 | 弥栄町 | 久美浜町 |
|----------|---|---------------------------|--|---|--------------|--|--------------------------------------|
| 生産基盤整備 | 用排水施設整備 ほ場整備 農道整備 農用地開発 ため池整備 | 事業費から国府補助金を控除した額の50/100以内 | (1) ・国、府の補助金が事業費の7割以上の場合は、事業費から国又は府の補助金と事業費の5%に相当する金額を控除した額 ・国、府の補助金が事業費の6割以上7割未満の場合は、事業費から国又は府の補助金と事業費の12%に相当する金額を控除した額 ・国、府の補助金が事業費の6割未満の場合は、事業費から国又は府の補助金と事業費の15%に相当する金額を控除した額 | (1) 事業費から国府補助金並びに町債を控除した額の50/100 | 事業費の25/100以内 | 総事業費から補助金を差し引いた額の30/100以内 ただし、戸数50戸未満の集落(小原、堀越を含む)については、上記分担金から10/100を控除した額 | 国府補助事業は事業費の30/100 府営事業は事業費の25/100 |
| | | | (2) ・ほ場整備は事業費の25/100 ・ため池整備は国、府補助金を控除した額の40/100 ・地方事務費は国、府の補助金を控除した額の50/100 ・中山間総合整備事業は事業費の5/100 | (2) ほ場整備は事業費から国府補助金並びに町債を控除した額の100/100 | | | |
| 生産施設整備 | 育苗施設 乾燥調整貯蔵施設 集出荷貯蔵施設 処理加工施設 直売・食材供給施設 農業用機械施設 | 事業費から国府補助金を控除した額の50/100以内 | 生産基盤整備(1)と同じ | 事業費から国府補助金並びに町債を控除した額の50/100 | 事業費の20/100以内 | 生産基盤整備と同じ | 国府補助事業は事業費の30/100 府営事業は事業費の25/100 |
| 生活環境施設整備 | 集会施設 公園・緑地施設 交流施設 農業集落道 営農研修用水施設 | 事業費から国府補助金を控除した額の50/100以内 | 生産基盤整備(1)と同じ ただし、幹線施設と認定したものは、国、府の補助金を控除した額の10/100 | 事業費から国府補助金並びに町債を控除した額の80/100 | 事業費の15/100以内 | 生産基盤整備と同じ | 事業費の30/100 |
| 災害復旧事業 | 農地災害(農地) 農業施設災害(農道) 農業施設災害(用排水路) 農業施設災害(井堰) | 事業費から国府補助金を控除した額の20/100以内 | 国、府補助金並びに町債を控除した額 | 事業費から国府補助金並びに町債を控除した額の50/100 | 事業費の5/100以内 | 生産基盤整備と同じ | 事業費の10/100以内 |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

| | | | | |
|--|-----------------------|---|-------|---------|
| 合併協定項目 | 19-28 農林水産業の取扱い | 整理番号 | 専門部会名 | 農林水産部会 |
| 分類 | 1 農業の取扱い 農業にかかる受益者分担金 | | 分科会名 | 農業分科会 |
| 課 題 | | 調 整 結 果 | | |
| <p>1 農業にかかる受益者分担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 町の分担金の算出方法、負担割合に相違がある。 ・ 継続事業の分担金の取扱い <p>算出方法の差異 事業費を基礎に分担金を算出・・・丹後町、久美浜町、大宮町（一部） 事業費から国府補助金を控除した額を基礎に分担金を算出・・・峰山町、弥栄町、大宮町（一部） 事業費から国府補助金並びに町債を控除した額を基礎に分担金を算出・・・網野町</p> | | <p>(案)</p> <p>1 農業にかかる受益者分担金</p> <p>合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する。</p> <p>分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国および府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の割合に応じ、新市において定める。 継続して行う事業の受益者負担割合については、現行の負担率で新市に引き継ぐ。</p> | | |
| | | 小委員会確認期日 | | 協議会確認期日 |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

| | | | | |
|--------|-----------------------|------|-------|--------|
| 合併協定項目 | 19-28 農林水産業の取扱い | 整理番号 | 専門部会名 | 農林水産部会 |
| 分類 | 1 農業の取扱い 農業にかかる受益者分担金 | | 分科会名 | 農業分科会 |

1 農業にかかる受益者分担金
町単独事業

| | | 峰山町 | 大宮町 | 網野町 | 丹後町 | 弥栄町 | 久美浜町 |
|--------------|---|----------------|-------------|--|----------------|--|----------------|
| 生産基盤 整備 | 用排水施設整備 ほ場整備 農道整備 農用地開発 ため池整備 | 事業費の 35/100 以内 | 事業費の 40/100 | (1) 事業費から町債を控除し た額の 50/100 | 事業費の 30/100 以内 | 事業費の 20/100 以内 ただし、戸数 50 戸未満の集落 (小原、堀越を含む) について は、上記分担金から 10/100 を控 除した額 | 事業費の 50/100 |
| | | | | (2) ほ場整備は事業費から町 債を控除した額の 100/100 | | | |
| 生産施設 整備 | 育苗施設 乾燥調整貯蔵施設 集出荷貯蔵施設 処理加工施設 直売・食料供給施設 農業用機械施設 | 事業費の 35/100 以内 | 事業費の 40/100 | 事業費から町債を控除し た額の 50/100 | 事業費の 30/100 以内 | 生産基盤整備と同じ | 事業費の 50/100 |
| 生活環境 施設整備 | 集会施設 公園・緑地施設 交流施設 農業集落道 営農飲雑用水施設 | 事業費の 35/100 以内 | 事業費の 40/100 | 事業費から町債を控除し た額の 80/100 | 事業費の 30/100 以内 | 生産基盤整備と同じ | 事業費の 50/100 |
| 災害復旧 事業 | 農地災害(農地) 農業施設災害(農道) 農業施設災害(用排水路) 農業施設災害(井堰) | 事業費の 15/100 以内 | 事業費の 30/100 | 事業費から町債を控除し た額の 50/100 | 事業費の 5/100 以内 | 生産基盤整備と同じ | 事業費の 10/100 以内 |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調査（ 1 ）

| | | | | |
|--------|-----------------------|------|-------|--------|
| 合併協定項目 | 19-28 農林水産業の取扱い | 整理番号 | 専門部会名 | 農林水産部会 |
| 分類 | 2 林業の取扱い 林業にかかる受益者分担金 | | 分科会名 | 林業分科会 |

現 況

1 林業にかかる受益者分担金

| 区 分 | 峰山町 | 大宮町 | 網野町 | 丹後町 | 弥栄町 | 久美浜町 | |
|---|--------|-----------------------|---|--|--------------|--|--------------|
| 生産基盤整備事業 (林道、作業道関連) | 国府補助事業 | 国・府補助金を控除した額の50/100以内 | ・国、府の補助金が事業費の70%以上の場合は、事業費から国又は府の補助金と事業費の5%に相当する金額を控除した額 ・国、府の補助金が事業費の60%以上70%未満の場合は、事業費から国又は府の補助金と事業費の12%に相当する金額を控除した額 ・国、府の補助金が事業費の60%未満の場合は、事業費から国又は府の補助金と事業費の15%に相当する金額を控除した額 | 国又は府の補助金並びに町債がある場合は、それらを控除して得た額の60/100 | 事業費の25/100以内 | 事業費より補助金を差し引いた残額の30/100以内。ただし、戸数50戸未満の集落は10/100を減じる。 | 事業費の30/100 |
| | 町単独事業 | 事業費の35/100以内 | 事業費の40/100 | 町債がある場合は、それらを控除して得た額の60/100 | 事業費の25/100以内 | 事業費の20/100以内の額 ただし、戸数50戸未満の集落は10/100を減じる。 | 事業費の50/100 |
| 経営近代化施設整備事業 (栽培管理施設、処理加工施設、集出荷貯蔵施設、格納庫等) | 国府補助事業 | 国・府補助金を控除した額の50/100以内 | (生産基盤整備事業と同じ) | 国又は府の補助金並びに町債がある場合は、それらを控除して得た額の50/100 | 事業費の25/100以内 | 事業費より補助金を差し引いた残額の30/100以内。ただし、戸数50戸未満の集落は10/100を減じる。 | 事業費の30/100 |
| | 町単独事業 | 事業費の35/100以内 | 事業費の40/100 | 町債がある場合は、それらを控除して得た額の50/100 | 事業費の25/100以内 | 事業費の20/100以内の額 ただし、戸数50戸未満の集落は10/100を減じる。 | 事業費の50/100 |
| 環境整備事業 (集会施設、公園施設、作業準備休養施設等) | 国府補助事業 | 国・府補助金を控除した額の50/100以内 | (生産基盤整備事業と同じ) ただし、環境施設整備において幹線的な施設と認定したものは、国、府、補助金を控除した額の10/100 | 国又は府の補助金並びに町債がある場合は、それらを控除して得た額の80/100 | 事業費の25/100以内 | 事業費より補助金を差し引いた残額の30/100以内。ただし、戸数50戸未満の集落は10/100を減じる。 | 事業費の30/100 |
| | 町単独事業 | 事業費の35/100以内 | 事業費の40/100 | 町債がある場合は、それらを控除して得た額の80/100 | 事業費の25/100以内 | 事業費の20/100以内の額 ただし、戸数50戸未満の集落は10/100を減じる。 | 事業費の50/100 |
| 災害復旧事業 | 国府補助事業 | 国・府補助金を控除した額の20/100以内 | 補助金・町債を控除した額 | 国又は府の補助金並びに町債がある場合は、それらを控除して得た額の50/100 | 事業費の5/100以内 | 事業費より補助金を差し引いた残額の30/100以内。ただし、戸数50戸未満の集落は10/100を減じる。 | 事業費の10/100以内 |
| | 町単独事業 | 事業費の15/100以内 | 事業費の30/100 | 町債がある場合は、それらを控除して得た額の50/100 | 事業費の5/100以内 | 事業費の20/100以内の額 ただし、戸数50戸未満の集落は10/100を減じる。 | 事業費の10/100以内 |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

| | | | | |
|--|-----------------------|---|-------|---------|
| 合併協定項目 | 19-28 農林水産業の取扱い | 整理番号 | 専門部会名 | 農林水産部会 |
| 分類 | 2 林業の取扱い 林業にかかる受益者分担金 | | 分科会名 | 林業分科会 |
| 課 題 | | 調 整 結 果 | | |
| <p>1 林業にかかる受益者分担金</p> <p>6町の分担金の算出方法、負担割合に相違がある。</p> <p>算出方法の差異 事業費を基礎に分担金を算出・・・丹後町、久美浜町 事業費から国府補助金を控除した額を基礎に分担金を算出・・・峰山町、大宮町、弥栄町 事業費から国府補助金並びに町債を控除した額を基礎に分担金を算出・・・網野町</p> | | <p>(案)</p> <p>1 林業にかかる受益者分担金</p> <p>合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する。</p> <p>分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国および府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の割合にに応じ、新市において定める。</p> | | |
| | | 小委員会確認期日 | | 協議会確認期日 |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (1)

| | | | | |
|--------|-------------------------|------|-------|--------|
| 合併協定項目 | 19-28 農林水産業の取扱い | 整理番号 | 専門部会名 | 農林水産部会 |
| 分類 | 3 水産業の取扱い 水産業にかかる受益者分担金 | | 分科会名 | 水産分科会 |

現 況

1 水産業にかかる受益者分担金

| 区 分 | | 網 野 町 | 丹 後 町 | 久 美 浜 町 |
|--------------------------|--------|----------------------------|---------------|-----------------|
| 漁港、海岸事業 (漁港整備) | 国庫補助事業 | 事業費から国府補助金と町債を控除した額の5/100 | 事業費の3/100 以内 | 事業費の5/100 |
| | 府補助事業 | 事業費から国府補助金と町債を控除した額の5/100 | 事業費の8/100 以内 | 事業費の10/100 |
| | 町単独事業 | 事業費から町債を控除した額の5/100 | 事業費の15/100 以内 | 事業費の15/100 |
| 漁港開通道、漁港改良 | 国庫補助事業 | 事業費から国府補助金と町債を控除した額の10/100 | 事業費の3/100 以内 | 事業費の5/100 |
| | 府補助事業 | 事業費から国府補助金と町債を控除した額の10/100 | 事業費の8/100 以内 | 事業費の10/100 |
| | 町単独事業 | 事業費から町債を控除した額の10/100 | 事業費の15/100 以内 | 事業費の15/100 |
| 漁業構造改善事業 (近代化施設整備事業等) | 国庫補助事業 | 事業費から国府補助金と町債を控除した額の5/100 | 事業費の20/100 以内 | 事業費の8.35/100 以内 |
| | 府補助事業 | 事業費から国府補助金と町債を控除した額の5/100 | 事業費の20/100 以内 | 事業費の8.35/100 以内 |
| | 町単独事業 | 事業費から町債を控除した額の5/100 | 事業費の30/100 以内 | 事業費の8.35/100 以内 |
| 漁場改良事業 (並型漁礁・築いそ等) | 国庫補助事業 | 事業費から国府補助金と町債を控除した額の5/100 | 規定なし | 事業費の8.35/100 以内 |
| | 府補助事業 | 事業費から国府補助金と町債を控除した額の5/100 | 規定なし | 事業費の8.35/100 以内 |
| | 町単独事業 | 事業費から町債を控除した額の5/100 | 規定なし | 事業費の8.35/100 以内 |
| 漁業用施設災害復旧事業 | 国庫補助事業 | 規定なし | 規定なし | 事業費の5/100 以内 |
| | 町単独事業 | 規定なし | 規定なし | 事業費の5/100 以内 |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

| | | | | |
|---|-------------------------|--|-------|---------|
| 合併協定項目 | 19-28 農林水産業の取扱い | 整理番号 | 専門部会名 | 農林水産部会 |
| 分類 | 3 水産業の取扱い 水産業にかかる受益者分担金 | | 分科会名 | 水産分科会 |
| 課 題 | | 調 整 結 果 | | |
| <p>1 水産業にかかる受益者分担金</p> <p>・3町の分担金の算出方法、負担割合に相違がある。</p> <p>・継続事業の分担金の取扱い</p> <p>算出方法の差異 事業費を基礎に分担金を算出・・・丹後町、久美浜町 事業費から国府補助金並びに町債を控除した額を基礎に分担金を算出・・・網野町</p> | | <p>(案)</p> <p>1 水産業にかかる受益者分担金</p> <p>合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する。</p> <p>分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国および府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の割合に応じ、新市において定める。</p> <p>継続して行う事業の受益者負担割合については、現行の負担率で新市に引き継ぐ。</p> | | |
| | | 小委員会確認期日 | | 協議会確認期日 |

受益者分担金調整内容（農林水産部会）

（１）農業・林業の受益者分担金

補助対象事業

| | |
|-----------------------|----------------------------|
| 生産基盤整備（ほ場整備、農道・林道整備等） | 事業費から国府補助金を除した額の 40/100 以内 |
| 生産施設整備（集出荷貯蔵施設等） | 事業費から国府補助金を除した額の 40/100 以内 |
| 生活環境施設整備（集会施設等） | 事業費から国府補助金を除した額の 40/100 以内 |
| 災害復旧 | 事業費から国府補助金を除した額の 20/100 以内 |

単独事業

| | |
|-----------------------|----------------|
| 生産基盤整備（ほ場整備、農道・林道整備等） | 事業費の 30/100 以内 |
| 生産施設整備（集出荷貯蔵施設等） | 事業費の 30/100 以内 |
| 生活環境施設整備（集会施設等） | 事業費の 30/100 以内 |
| 災害復旧 | 事業費の 15/100 以内 |

（２）水産業の受益者分担金

補助対象事業

| | |
|----------|----------------------------|
| 漁港・漁場整備 | 事業費から国府補助金を除した額の 5/100 以内 |
| 近代化施設整備 | 事業費から国府補助金を除した額の 20/100 以内 |
| 漁業施設災害復旧 | 事業費から国府補助金を除した額の 5/100 以内 |

単独事業

| | |
|----------|----------------|
| 漁港・漁場整備 | 事業費の 5/100 以内 |
| 近代化施設整備 | 事業費の 20/100 以内 |
| 漁業施設災害復旧 | 事業費の 5/100 以内 |

現行の負担率が新市で定めた負担率に比べ高い場合は、新市の負担率とする。

事業実施において、小集落には配慮が必要であり、一定の負担軽減を行なう。

| | |
|----------|-----------------|
| 30戸未満の集落 | 受益者分担金の 1/3 を軽減 |
| 10戸未満の集落 | 受益者分担金の 1/2 を軽減 |

新市における府営土地改良事業の負担割合は、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」を基本とする。